



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 51 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

教委規則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 1

教委訓令

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (高校教育課) 12

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 9 号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則(昭和36年島根県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「平成4年島根県条例第9号)第3条第3号」を「平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第3条第4号」に、「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改める。

第10条の3の次に次の3条を加える。

(育児短時間勤務)

第10条の4 職員は、育児休業法第10条第1項の規定に基づく育児短時間勤務をしようとする場合は、育児短時間勤務承認請求書(様式第4号の10)に所要事項を記載し、育児短時間勤務をしようとする日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 職員は、育児休業条例第9条第5号に規定する申出をする場合は、育児短時間勤務承認請求書の提出と同時に、育児休業等計画書(様式第4号の2)を所属長に提出しなければならない。

3 職員は、育児休業法第11条第1項の規定に基づく育児短時間勤務の期間の延長をしようとする場合は、育児短時間勤務期間延長承認請求書(様式第4号の11)に所要事項を記載し、当該育児短時間勤務期間の末日の翌日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

4 所属長は、前3項に規定する各承認請求書又は計画書の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならない。

(自己啓発等休業)

第10条の5 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発条例」という。）第2条の規定に基づく自己啓発等休業をしようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書（様式第4号の12）に所要事項を記載し、自己啓発等休業をしようとする日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 職員は、自己啓発条例第7条第1項の規定に基づく自己啓発等休業の期間の延長をしようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書に所要事項を記載し、当該自己啓発等休業期間満了の日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前2項に規定する承認申請書の提出があった場合は、承認申請書を速やかに教育長に提出しなければならない。

4 職員は、自己啓発条例第9条第1項の規定に基づく報告を求められた場合は、遅滞なく、所属長を経由して教育長に報告しなければならない。

（修学部分休業）

第10条の6 職員は、法第26条の2第1項の規定に基づく修学部分休業をしようとする場合は、修学部分休業承認申請書（様式第4号の13）に所要事項を記載し、修学部分休業をしようとする日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 職員は、承認された修学部分休業に変更がある場合は、遅滞なく、修学状況変更届（様式第4号の14）を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前2項に規定する承認申請書又は変更届の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならない。

第13条の2第4項中「部分休業」の次に「又は育児短時間勤務」を加える。

様式第4号中「備考」を「4備考」に改め、同様式の注中「備考欄」を「4備考」欄に改める。

る。

様式第4号の2中「（第10条の2関係）」を「（第10条の2、第10条の4関係）」に、「第3条第3号」を「第3条第4号又は第9条第5号」に改め、「、再度の育児休業」の次に「又は育児短時間勤務」を加え、

「

1 育児休業の承認の請求に係る子

」を

「

1 請求の別	育児休業	育児短時間勤務
2 請求に係る子		

」に、

「

2 請求者の育児休業計画		
育児休業請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 配偶者の養育計画		

」を

3 請求者の計画	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 度 の 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 配偶者の養育計画	

に、

育児休業 その他 ()	育児休業以外の休業・休暇
-----------------	--------------

を

育児休業 育児休業以外の休業・休暇	育児短時間勤務 その他 ()
----------------------	--------------------

に、

4 備 考

を

「 5 備 考 」に改め、同様式の注中「育児休業承認請求書」の次に「又は育児短時間勤務承認請求書」を加

え、「育児休業における育児休業請求期間」を「育児休業又は育児短時間勤務における育児休業又は育児短時間勤務請求期間」に、「育児休業請求予定期間」を「育児休業又は育児短時間勤務請求予定期間」に、「「 1 育児休業の承認の請求に係る子」欄」を「「 2 請求に係る子」欄」に改める。

様式第 4 号の 4 中

3 託児の態様	託児施設 () (託児時間： 時 分～ 時 分) その他 (託児時間： 時 分～ 時 分)		
4 通 勤 時 間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)		
5 請 求 内 容	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
備 考			

を

3 請 求 内 容	期 間		時 間			
	年 月 日から	毎 日	午 前	時 分	~	時 分
	年 月 日まで	その他 ()	午 後	時 分	~	時 分
3 請 求 内 容	年 月 日から	毎 日	午 前	時 分	~	時 分
	年 月 日まで	その他 ()	午 後	時 分	~	時 分
4 備 考						

に改め、同様

式の注中

「2 備考欄には、請求に係る子について職員以外の当該子の親が部分休業その他の短時間勤務の適用を受けている場合、託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を記入すること。」

「2 「4 備考」欄には、請求に係る子について職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を記入すること。」

に改める。

様式第4号の8中 「育児休業」を「育児休業」に、
「部分休業」を「部分休業」に、

「休業に係る子を養育しなくなった
同居しなくなった
負傷・疾病
その他 ()
休業に係る子を配偶者が養育できることとなった を
休業に係る子が死亡した
休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消を含む)
休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
その他 () 」

「休業等に係る子を養育しなくなった。
同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
その他 ()
休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。 に改める。
休業等に係る子が死亡した。
休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。
休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
その他 () 」

様式第4号の9の次に次の5様式を加える。

様式第 4 号の10 (第10条の 4 関係)

育児短時間勤務承認請求書			
			年 月 日
島根県教育委員会教育長 様			
請求者 所 属 職 名 氏 名			
印			
下記のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。			
記			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	同居 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	有 無
3 請 求 内 容			
区 分	育児短時間勤務の承認		再度の育児短時間勤務の承認
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで
再度の育児短時間勤務が必要な事情			
勤 務 の 形 態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務形態)		
勤 務 の 日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 水 (: ~ :) 金 (: ~ :)	火 (: ~ :) 木 (: ~ :)	
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで 年 月 日まで	
4 備 考			

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること（再度の育児短時間勤務の請求の場合は不要）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する等当該欄により難しい場合には、「4 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「4 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する には、レ印を記入すること。

様式第4号の11(第10条の4関係)

育児短時間勤務期間延長承認請求書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 所 属

職 名

氏 名



下記のとおり育児短時間勤務期間の延長の承認を請求します。

記

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	同居 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	有 無
3 請 求 内 容			
区 分	育児短時間勤務期間の延長	再度の育児短時間勤務期間の延長	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
再度の育児短時間勤務期間の延長が必要な事情			
勤 務 の 形 態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務形態)		
勤 務 の 日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 水 (: ~ :) 金 (: ~ :)	火 (: ~ :)	木 (: ~ :)
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日まで
4 備 考			

- 注 1 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する等当該欄により難しい場合には、「4 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 2 「4 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 3 該当する には、レ印を記入すること。

様式第 4 号の12 (第10条の 5 関係)

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 所 属
職 名
氏 名 印

下記のとおり 自己啓発等休業 期間の延長 を申請します。

記

1 申請の区分	自己啓発等休業 (2 及び 3 に記入) 期間の延長 (2 及び 4 に記入)				
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()		
		課 程 (修業年限)	()		
		履 修 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
	国際貢献活動	活 動 組 織		活動分野	
		活 動 国 ・ 地 域			
		活動期間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで
活動国滞在			年 月 日から	年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備 考					

- (注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先
 - 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 - 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する には、レ印を記入すること。

様式第 4 号の13 (第10条の 6 関係)

修学部分休業承認申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 所 属

職 名

氏 名

印

下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。

記

1 教育施設名			2 通学時間 (職場～教育施設)	時間	分
3 修学内容等					
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで		
5 休業期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
6 備考					

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日在学証明書及びカリキュラム予定表を添付すること(写しでも可)。
- 2 「3 修学内容等」欄には、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「5 休業期間」欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」欄に記入すること。
- 5 修学部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を別紙に記入すること。

様式第 4 号の14 (第10条の 6 関係)

修学状況変更届

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

申請者 所 属

職 名

氏 名

㊟

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。

修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。

その他 ()

具体的な変更内容を以下に記載すること。

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する には、レ印を記入すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第16条第2項中「（平成4年島根県条例第9号）第3条第3号」を「（平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第3条第4号」に、「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改める。

第16条の3を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務）

第16条の3 教職員は、育児休業法第10条第1項の規定に基づく育児短時間勤務をしようとする場合は、育児短時間勤務承認請求書（様式第7号の6）に所要事項を記載し、育児短時間勤務をしようとする日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 教職員は、育児休業条例第9条第5号に規定する申出をする場合は、育児短時間勤務承認請求書の提出と同時に、育児休業等計画書（様式第7号の2）に所要事項を記載し、所属長に提出しなければならない。

3 教職員は、育児休業法第11条第1項の規定に基づく育児短時間勤務の期間の延長をしようとする場合は、育児短時間勤務期間延長承認請求書（様式第7号の7）に所要事項を記載し、当該育児短時間勤務期間の末日の翌日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

4 所属長は、前各項に規定する各承認請求書、計画書の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならない。

第16条の4の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業）

第16条の5 教職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発条例」という。）第2条の規定に基づく自己啓発等休業をしようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書（様式第7号の9）に所要事項を記載し、自己啓発等休業をしようとする日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 教職員は、自己啓発条例第7条第1項の規定に基づく自己啓発等休業の期間を延長しようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書に所要事項を記載し、当該自己啓発等休業期間満了の日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前2項に規定する自己啓発等休業承認申請書の提出があった場合は、承認申請書を速やかに教育長に提出しなければならない。

4 教職員は、自己啓発条例第9条第1項の規定に基づく報告を求められた場合は、遅滞なく、所属長を経由して教育長

に報告しなければならない。

(修学部分休業)

第16条の 6 教職員は、法第26条の 2 第 1 項の規定に基づく修学部分休業をしようとする場合は、修学部分休業承認申請書 (様式第 7 号の10) に所要事項を記載し、修学部分休業をしようとする日の 1 月前までに所属長に提出しなければならない。

2 教職員は、承認された修学部分休業に変更がある場合は、遅滞なく、修学状況変更届 (様式第 7 号の11) を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前 2 項に規定する申請書又は変更届の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならない。

第20条の 2 第4項中「部分休業」の次に「又は育児短時間勤務」を加える。

第20条の 3 第 1 項中「 (大学院修学休業) 」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定は、自己啓発等休業の承認を受けた教職員の場合について準用する。この場合において所属長は、職務復帰届 (様式第11号の 3) を速やかに教育長に提出しなければならない。

様式第 7 号中 「 備 考 」 を 「 4 備 考 」 に改め、同様式の注中「備考欄」を「「 4 備考」欄」に改める。

る。

様式第 7 号の 2 中「第 3 条第 3 号」を「第 3 条第 4 号又は第 9 条第 5 号」に改め、「、再度の育児休業」の次に「又は育児短時間勤務」を加え、

「 1 育児休業の承認の請求に係る子 」 を

1 請求の別	育児休業	育児短時間勤務
2 請求に係る子		

に、

2 請求者の育児休業計画						
育児休業請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
再度の育児休業請求予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
3 配偶者の養育計画						

を

3 請求者の計画						
請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
再度の請求予定期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 配偶者の養育計画						

に、

「
 育児休業
 その他 ()
 育児休業以外の休業・休暇
 を
 」

「
 育児休業
 育児休業以外の休業・休暇
 育児短時間勤務
 その他 ()
 に、
 「 4 備 考 」を
 」

「 5 備 考 」に改め、同様式の注意中「育児休業承認請求書」の次に「又は育児短時間勤務承認請求書」を

加え、「育児休業における育児休業請求期間」を「育児休業又は育児短時間勤務における育児休業又は育児短時間勤務請求期間」に、「育児休業請求予定期間」を「育児休業又は育児短時間勤務請求予定期間」に、「「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄」を「「2 請求に係る子」欄」に改める。

様式第 7 号の 4 中

3 託児の様態	託児施設 () (託児時間： 時 分～ 時 分)		
	その他 (託児時間： 時 分～ 時 分)		
4 通勤時間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)		
5 請求内容	期 間		時 間
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	その他 ()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	その他 ()	午後 時 分～ 時 分
備 考			

を

3 請求内容	期 間		時 間
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	その他 ()	午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	その他 ()	午後 時 分～ 時 分
4 備 考			

に改め、同様

式の注中

「 2 備考欄には、請求に係る子について職員以外の当該子の親が部分休業その他の短時間勤務の適用を受けている場合、託児の様態、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を記入すること。」

「 2 「 4 備考」欄には、請求に係る子について職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受

けている場合には、その内容を記入すること。

」に改める。

様式第 7 号の 6 を様式第 7 号の 8 とし、様式第 7 号の 5 の次に次の 2 様式を加える。

様式第7号の6

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 島根県立

学校

職 名

氏 名



下記のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。

記

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	同居 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	有 無
3 請 求 内 容			
区 分	育児短時間勤務の承認	再度の育児短時間勤務の承認	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
再度の育児短時間勤務が必要な事情			
勤 務 の 形 態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務形態)		
勤 務 の 日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 水 (: ~ :) 金 (: ~ :)	火 (: ~ :) 木 (: ~ :)	
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日まで 年 月 日まで	
4 備 考			

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類を添付すること（再度の育児短時間勤務の請求の場合は不要）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求内容」の「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する等当該欄により難しい場合には、「4 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「4 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する には、レ印を記入すること。

様式第 7 号の 7

育児短時間勤務期間延長承認請求書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 島根県立
職 名
氏 名 (印)

学校

下記のとおり育児短時間勤務期間の延長の承認を請求します。

記

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	同居 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	有 無
3 請 求 内 容			
区 分	育児短時間勤務期間の延長	再度の育児短時間勤務期間の延長	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
再度の育児短時間勤務期間の延長が必要な事情	/		
勤 務 の 形 態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務形態)		
勤 務 の 日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 水 (: ~ :) 金 (: ~ :)	火 (: ~ :) 木 (: ~ :)	
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日から	年 月 日まで 年 月 日まで	
4 備 考			

- 注 1 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する等当該欄により難しい場合には、「4 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 2 「4 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 3 該当する には、レ印を記入すること。

様式第 7 号の 8 の次に次の 3 様式を加える。

様式第 7 号の 9

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 島根県立 学校

職 名

氏 名 印

下記のとおり 自己啓発等休業 期間の延長 を申請します。

記

1 申請の区分	自己啓発等休業（ 2 及び 3 に記入） 期間の延長（ 2 及び 4 に記入）				
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	()		
		課 程 (修業年限)	()		
		履 修 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
	国際貢献活動	活 動 組 織		活動分野	
		活 動 国 ・ 地 域			
		活動期間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで
活動国滞在			年 月 日から	年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備 考					

- (注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する には、レ印を記入すること。

様式第 7 号の10

修学部分休業承認申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 島根県立

学校

職 名

氏 名

印

下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。

記

1 教育施設名			2 通学時間 (職場～教育施設)	時間	分
3 修学内容等					
4 申請期間	年 月 日から		年 月 日まで		
5 休業期間	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
	年 月 日から		年 月 日まで		
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
6 備考					

- (注) 1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等)を添付し、後日在学証明書及びカリキュラム予定表を添付すること(写しでも可)。
- 2 「3 修学内容等」欄には、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 3 「5 休業期間」欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「6 備考」欄に記入すること。
- 5 修学部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を別紙に記入すること。

様式第 7 号の11

修学状況変更届

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

請求者 島根県立

学校

職 名

氏 名

㊞

次のとおり修学部分休業に係る修学状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。

修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。

その他 ()

具体的な変更内容を以下に記載すること。

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する には、レ印を記入すること。

様式第11号中 「育児休業
部分休業」 を 「育 児 休 業
を 育児短時間勤務 に、
部 分 休 業」

「 休業に係る子を養育しなくなった
同居しなくなった
負傷・疾病
その他()
休業に係る子を配偶者が養育できることとなった を
産前の休暇を始め、又は出産した
休業に係る子が死亡した
休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消を含む)
休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
その他() 」

「 休業等に係る子を養育しなくなった。
同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。
その他()
休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。
産前の休暇を始め、又は出産した。 に改める。
休業等に係る子が死亡した。
休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。
休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
その他() 」

様式第11号の3中「(大学院修学休業)」を 「(大学院修学休業) に、 「大学院修学休業期間」を 「大学院修学休業
(自己啓発等休業)」 自己啓発等休業

期間 に改める。
」

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。